

条 例

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第十九号

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例の一部を改正する条例

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例（令和二年埼玉県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和八年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。